

過疎地域振興対策に関する経費 補足説明資料



くらしの中に

総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和3年6月15日

地域力創造グループ過疎対策室

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定

1. 前文・目的 (1条)

・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

<過疎地域の増減>

令和3年3月31日時点	817団体
うち、卒業団体	ー)45団体
新規団体	十)48団体
令和3年4月1日時点	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加
(旧法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

5. 支援措置 (12条～40条)

- ・国税の特例・地方税の減収補填措置
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・都道府県代行(基幹道路、公共下水道)
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- ・配慮措置
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・過疎対策事業債
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- ・国庫補助率のかさ上げ
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

7. 施行期日 (附則1条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

「新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～（要旨）」抜粋 (令和2年4月17日 過疎問題懇談会提言)

新たな過疎対策の理念・目標・施策の視点

① 理念

過疎地域の持続的な発展

② 目標

地域資源を生かした内発的発展

住民の安心な暮らしの確保

条件不利性の改善

豊かな個性の伸長

③ 施策の視点

地域、住民、学校の連携による人材の育成
(地域リーダー育成、地域住民の意識改革、高校魅力化等)

革新的な技術の活用
(スマート農林水産業、サテライトオフィス、遠隔医療、遠隔教育等)

人の流れと人と地域のつながりの創出
(移住・定住支援、地域おこし協力隊、関係人口等)

地域運営組織と集落ネットワーク圏(小さな拠点)の推進
(地域運営組織、集落ネットワーク圏、サポート人材配置等)

働く場の創出
(地域資源を活用したスモールビジネス、情報サービス業育成、仕事と地域の資源、人材を結んだ新たな価値の創出等)

市町村間の広域連携と都道府県による補完
(定住自立圏等、都道府県による職員支援・代行整備等)

再生可能エネルギーの活用
(地域内のエネルギーや経済の循環(エネルギーの地産地消)等)

目標設定とフォローアップ
(市町村よりも小さな単位での目標設定、フォローアップ等)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

※前文抜粋

（略） 近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。（略）

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

（過疎地域の持続的発展のための対策の目標）

第四条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。
- 二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。
- 三 通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。
- 四 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通の機能を確保し、及び向上させること。
- 五 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。
- 六 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。
- 七 美しい景観の整備、地域文化の振興、地域における再生可能エネルギーの利用の推進等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

（都道府県の責務）

第六条 都道府県は、第一条の目的を達成するため、第四条各号に掲げる事項につき、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和3年度予算 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

②過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和3年度予算 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)

③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和3年度予算 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

④過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和3年度予算 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 対象地域 | 過疎地域 |
| (2) 事業主体 | ① 過疎市町村
② 都道府県 |
| (3) 交付対象経費の限度額 | 2,000万円 |
| (4) 交付率 | ① 定額
② 1/2又は6/10(※)
※財政力指数0.51未満の都道府県に限る |

(5) 対象事業

○人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

○ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

都市等との交流促進に資するオンライン環境整備、リモートでの医療、教育、農業等の支援体制の構築 等

- ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

施策の概要

(1)事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

(2)実施主体

過疎市町村

(3)交付率

1/2以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
 $3,877\text{千円} \times \text{戸数}$

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
 $4,000\text{千円} \times \text{戸数}$

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



改修前



改修後

過疎地域遊休施設再整備事業

R3予算額:0.6億円

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1)事業主体
過疎市町村

(2)交付対象経費の限度額
60,000千円

(3)交付率
1／3以内

事業のイメージ

過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて
いない旧公民館



使用されて
いない倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や
サテライトオフィス等
働く場の施設整備



地域運営組織等の
コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の
加工施設

日々の暮らしのサポートを生業に！ ふるさとに帰りたくなる仕事づくり事業

【圏域名：東部地区集落ネットワーク圏】

川上村東部地区は15の大字から成り、人口592人。高齢化率67.6%。買物場所がないほか、村内唯一のガソリンスタンドが廃業を表明する等、集落の維持が懸念されていた。

そこで、住民等で構成する「一般社団法人かわかみらいふ」において、ガソリンスタンドの継承に取り組むほか、高齢者等の買物支援を目的に、空き店舗を荷仕分け場として整備し、かわかみらいふが行う食料品等の宅配事業を強化する。

【主な事業内容】（事業主体：一般社団法人かわかみらいふ）	事業費
1. ガソリンスタンド事業継承の検討調査 ガソリンスタンドの事業継承のあり方について調査研究を行う。業界団体や住民代表の協議会を設置し、村民の利便性を維持するための経営形態や、サービス等を検討。	10,584千円
2. 住民向け宅配事業のための出荷・荷仕分け場の整備 配達事業の荷仕分け場を整備し、配送力の強化を図る。	16,000千円

事業による成果・効果

- 村内唯一のガソリンスタンドを維持することができた。
村内で新たに2人を雇用。
新規顧客として10事業所を開拓。
- 荷仕分け場の整備により、配送力が強化された。
配送可能日数が週3日から5日に。
取扱可能荷物数が2倍に。
若者や女性の働く場を確保（3人から5人に）。

● ガソリンスタンドの経営



【配送拠点】

● 配達事業

かわかみ
らいふが
配送

村民



一般社団法人 かわかみらいふ

かわかみらいふの
主な取組（左記以外）

- ・移動スーパーの運行
- ・交流カフェの運営
- ・健康教室の開催 等

集落ネットワーク圏形成支援事業（奈良県川上村（平成29年度）の取組紹介）【参考】

【参考】

圏域名： 東部地区ネットワーク圏(奈良県川上村)

事業名: 日々の暮らしのサポートを生業(なりわい)に！ 地域運営組織が継業した村
内唯一のガソリンスタンドによる灯油等エネルギー供給網の再構築

事業の概要：廃業する村内唯一のガソリンスタンドの事業継承を契機に、荷降し後、長い坂や階段を上る住宅が多い村内事情に対応した灯油配達業務の再構築と、灯油難民解消を図る。特に現在実施中の宅配事業と併せ、健康や引き籠もり等の状況確認の声かけを行い、安心して暮らし続けられる環境整備を図る。整備にあたっては、村民、村、県、業界団体等による協議会を設置し持続的な運用方法を見出す。

総事業費(千円)

21,382千円

実績額(千円)

20,000千円

主な事業内容

- 購買行動や現況調査を行い、●配達・配送体制・基盤を検討。
- 軽トラックローリーや配達バイク、車載Pos導入等の基盤整備。
- 冬場に向けて試験運用や声かけ等の実証を行い、改善活動を行う。
- その結果を踏まえて必要人員の村民採用や研修を行い体制を整備。

事業実施主体

一般社団法人
かわかみらいふ

総事業費(千円)

21,382千円

実績額(千円)

20,000千円

実施スケジュール

平成29年4月～
平成30年3月

事業による成果・効果

- 平成29年4月に継業した村内唯一のSSのリニューアルオープンを契機に、灯油等のエネルギー難民の解消と、安心して暮らし続けられる環境整備。
- ・灯油等の燃料配達力バース率：東部地区全15集落
 - ・配送体制構築による村内雇用：3人
 - ・東部地区村民の利用率：23%（12月）
 - ・村民の村内での灯油購買量：⇒27,938ℓ（12月）同月前々年比5.8倍

図面・写真等



集落ネットワーク圏形成支援事業（広島県神石高原町（令和元年度））の取組紹介

【参考】

神石高原町について

- ・平成16年に油木地区仙養集落を含む4町村が合併してできた町であり、広島県東部の中山間地に位置。
- ・人口8,670人、3,907世帯
- ・高齢化率は47.9%、0～14歳人口は706人



少子高齢化の進行

課題

- ・災害対応が困難
- ・集落機能の低下
- ・所得の低下 等

課題解決
にむけて

集落ネットワーク圏形成支援事業

令和元年度にドローンを活用した課題解決のための事業を実施。（仙養集落）



令和元年度の取組

※集落ネットワーク圏形成支援事業を活用

事業実施地域：神石高原町東部山間部に位置する油木地区にある仙養集落ネットワーク圏

（令和元年度時点：人口約556人、約248世帯、高齢化率48.6%）

事業名：「挑戦のまち神石高原町 消滅危機をドローンで飛び越えろ！」（事業費：19,288千円）

事業実施主体：自主運営組織「油木協働支援センター」を中心に、ドローン技術を持つ関連企業、大学等が参画し防災・減災を目的とした「神石高原町ドローンコンソーシアム」を組織。

事業の概要：災害時を想定したドローンの自動航行による被災前後の状況・情報の収集技術と、高齢者世帯や孤立集落に物資を届ける技術を地域の担い手(住民)が習得する訓練を行うとともに、それを実現するための情報収集アプリを開発し、実証実験でその有効性を実証した（実証実験は公開実証実験1回を含む計6回実施）。

神石高原町ドローンコンソーシアム実施体制図

神石高原町、油木協働支援センター、(国研)防災科学技術研究所、パーソル・データ&テクノロジー(株)、ドローン・ジャパン(株)、慶應義塾大学SFC研究所、(株)アイ・モバイル、楽天(株)

担い手育成



マップ作成



物資配送



担い手

その後の展開

令和元年度の成果

○担い手育成

- ・地域(仙養集落)の担い手(住民)を5名育成。
- ・訓練プログラムを確立。
- ・地元高校生の育成。(ドローン運用技術等)

○マップ作成

- ・災害前後の状況把握、共有のための情報収集アプリを開発。(R3年度に改良予定)

○物資配送

- ・1kgの支援物資を配送実証。
- ・目視外、電波途絶環境での運航実証。

○その他(所得の確保、雇用創出)

- ・ドローンを使った地域内起業(1社※))と町外からの企業立地(1社)を実現。
※(株)ドローンシーナリー。(一社)日本UAS産業振興協議会(JUIDA)公認のドローンスクール。

令和2年度の取組・成果（町単独財源で実施）

○担い手育成

- ・(株)ドローンシーナリーにおいて、新たに地域(旧油木町)の担い手(住民)を3名育成。
- ・地域の担い手、ドローンスクール経営者、自治体職員、地域消防団等を中心に神石高原町ドローン活用研究会を設立し、ドローンを町内で運用できるレベルに到達。
- ・同町職員向けにドローンを活用した職員研修を実施。（約30名が受講）

○物資配送、防災等

- ・ドローンを活用した実証実験を計2回実施。
重量物搬送実証1回（約40名が視察）
⇒お米30kgをドローンで産直市へ直配送することを想定した実験。
防災関連実証1回（約80名が視察）
⇒企業誘致による災害用ドローンを活用した消防活動等
- ・ドローンを活用した行方不明者の搜索。（搜索活動の効率化に寄与）

更に地域を拡大（近隣市町村とも連携）して実施

令和3年度以降の取組予定

地方創生推進交付金を活用（R3～R5事業実施予定）

○ドローンフィールド事業

- ・既存施設を活用し、まち全体を実証実験用フィールドとして提供。
- ・中山間地域の特性をPRし、町外企業の利用や町の産業への導入を促進。

○地産地防事業

- ・GISシステムの導入、関係者への教育を行い、周辺地域への横展開を実施。
- ・災害時の初動調査、現場状況を共有（事業者、市町村、県）する仕組みを構築。（同一システムを活用することによる広域連携の確立）
- ・平時における電線のインフラ点検等を受託することにより、ドローン活用による新たな収益化を図る。

※その他

- ・ドローンを活用した重量物配送と被災箇所の撮影を同時に行う先進的な実証実験を実施予定。
- ・先端的サービスの1つとしてドローンを位置づけ、スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定申請(R3.4)